

目次

I 全体

1	諮問・答申件数	1
2	答申結果の分類	2
3	平均処理期間・審議回数	3
4	口頭意見陳述, 口頭説明聴取等の実績	3
5	インカメラ	3
6	ヴォーンインデックス	3
7	特徴のある事件	4
8	その他	7
9	総会（委員の全員をもって構成する合議体）及び運営会議	7
10	各部会の調査審議回数	7

II 情報公開

1	諮問・答申件数	9
2	答申結果の分類	9
3	平均処理期間・審議回数	10
4	口頭意見陳述, 口頭説明聴取等の実績	10
5	インカメラ	11
6	ヴォーンインデックス	11
7	特徴のある事件	11
8	その他	13

III 個人情報保護

1	諮問・答申件数	14
2	答申結果の分類	15
3	平均処理期間・審議回数	15
4	口頭意見陳述, 口頭説明聴取等の実績	16
5	インカメラ	16
6	ヴォーンインデックス	16
7	特徴のある事件	16
8	その他	18

IV 付言の実績	20
----------	----

令和5年度の調査審議等の状況

(令和5年4月～令和6年3月)

I 全体

1 諮問・答申件数

令和5年度の諮問件数は1,754件、答申件数は1,431件である。

なお、平成13年度から令和5年度までの総諮問件数は22,559件、総答申件数は20,300件であり、令和5年度末時点で審議中の件数は1,444件である。

○情報公開関連と個人情報保護関連の総計

[令和5年度]

(単位：件)

	諮問件数	答申件数	取下件数
情報公開	1,383	1,027	36
個人情報保護	371	404	9
合計	1,754	1,431	45

[令和5年度]

(単位：件)

	諮問件数	答申件数	取下件数
行政機関	1,529	1,259	43
独立行政法人等	225	172	2
合計	1,754	1,431	45

[平成13年度～令和5年度]

(単位：件)

	諮問件数 (a)	答申件数 (b)	取下件数 (c)	審議中の件数 (令和5年度末) (a-b-c)
行政機関	19,647	17,727	663	1,257
独立行政法人等	2,912	2,573	152	187
合計	22,559	20,300	815	1,444

(注1) 答申件数の行政機関と独立行政法人等の別は諮問時の別による。

(注2) 諮問件数等は、情報公開審査会（平成17年4月1日の情報公開・個人情報保護審査会設置法施行前の名称）の実績との累計である。以降、本資料において共通。

1-1 中間答申

令和5年度においては、情報公開・個人情報保護審査会運営規則24条3項の規定に基づく中間答申の実績はなかった。

1-2 取下げ

令和5年度における諮問事件の取下げは、合計で45件であり、その内訳は以下のとおりである。

(取下げ件数及び理由の内訳)

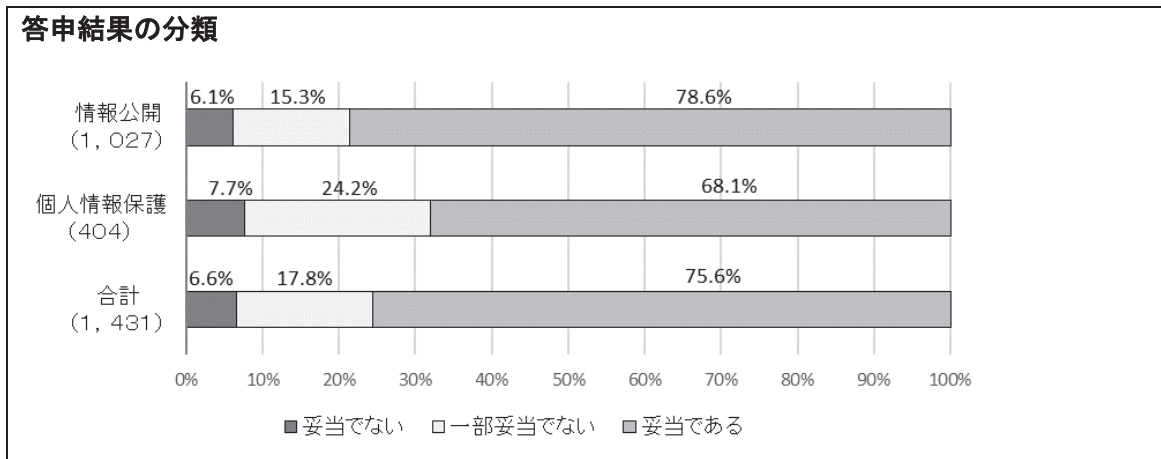
諮問種別	行政機関	独立行政法人等	合計
情報公開	35件	1件	36件
個人情報保護	8件	1件	9件
合計	43件	2件	45件

取下げ理由	件数
審査請求人の自主的な取下げ	10件
審査会意見通知	13件
全部開示	0件
改めて開示決定等を実施	10件
却下	11件
その他	1件
合計	45件

2 答申結果の分類

令和5年度に出された答申件数(1,431件)のうち、諮問庁の判断は妥当でないとしたもの(一部妥当でないとしたものを含む)は、349件(24.4%)である。

	情報公開	個人情報保護	合計
諮問庁の判断は妥当でないとしたもの	63件 (6.1%)	31件 (7.7%)	94件 (6.6%)
諮問庁の判断は一部妥当でないとしたもの	157件 (15.3%)	98件 (24.2%)	255件 (17.8%)
小計(諮問庁の判断は妥当でない(一部妥当でないも含む)としたもの)			349件 (24.4%)
諮問庁の判断は妥当であるとしたもの	807件 (78.6%)	275件 (68.1%)	1,082件 (75.6%)
合計	1,027件 (100%)	404件 (100%)	1,431件 (100%)

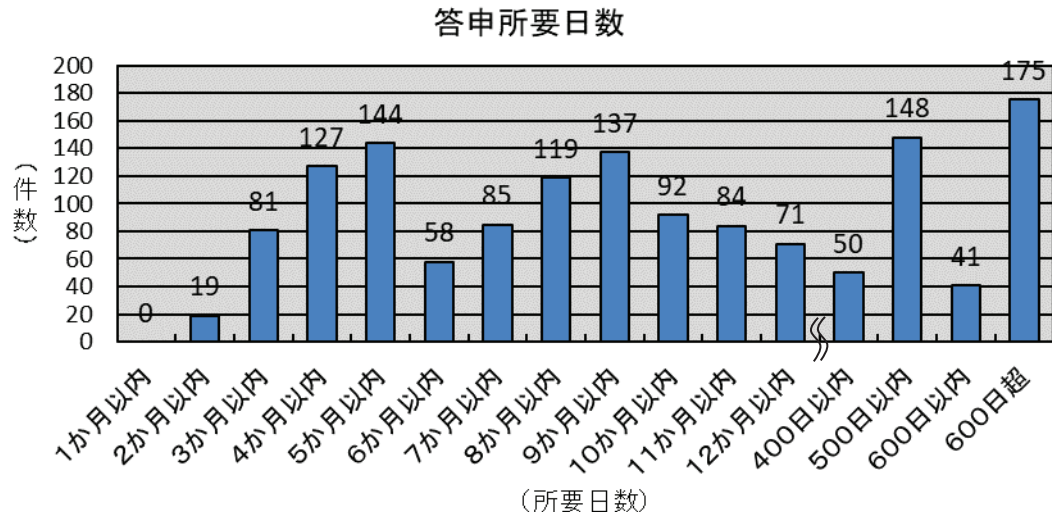


3 平均処理期間・審議回数

令和5年度の答申（1,431件）について、平均処理期間は311.0日、平均審議回数は2.6回であり、最短の事件では53日で処理が終了しており（令和5年度（行情）答申第176号及び第584号）、最長の事件では1,747日かかっている（令和5年度（行情）答申第782号及び第783号）。

なお、インカメラ決定のみであった審議を除いた平均審議回数は2.1回である。

答申までの所要日数の分布をみると、全体の約2分の1は9か月以内で答申を出しており、全体の約4分の3は400日以内に答申を出している。



4 口頭意見陳述、口頭説明聴取等の実績

令和5年度の答申（1,431件）についてみると、

- (1) 審査請求人から口頭意見陳述の聴取を行った実績はない。
- (2) 諮問庁から口頭説明を聴取したとする記載のあるものはない。
- (3) 令和5年度に審査請求人の口頭意見陳述及び諮問庁の口頭説明の聴取を地方において行った実績はない。
- (4) 調査審議の経過欄に、「参考人」と記載のあるものはない。なお、審査会発足以降の実績は、後掲の別表のとおりである。

5 インカメラ

令和5年度の答申（1,431件）についてみると、対象文書又は対象保有個人情報を見分したとの記載があるのは689件である。

(注) 答申の調査審議の経過欄に、「本件対象文書の見分」等と記載されている答申数である。対象文書等が存在しない場合、存否応答拒否の正当性が争われている場合、一定の様式に記入された個人情報であり、その記載項目によって開示・不開示の判断が可能な場合など、事柄の性格上インカメラ審理を要しない場合がある。

6 ヴォーンインデックス

令和5年度の答申（1,431件）についてみると、諮問庁から情報公開・個人情報保護審査会設置法（以下「設置法」という。）9条3項の資料（ヴォーンインデックス）の提出を受けたとの記載があるものはない。

(注) ただし、ヴォーンインデックスと呼ぶことが適当かどうかは別として、諮問庁が自主的に、あるいは事務局の要請に応じて開示請求対象文書等の内容を整理した資料を提出している場合がある。

7 特徴のある事件

不存在事件，存否応答拒否事件等の特徴のある諮問事件については，以下のとおりである。

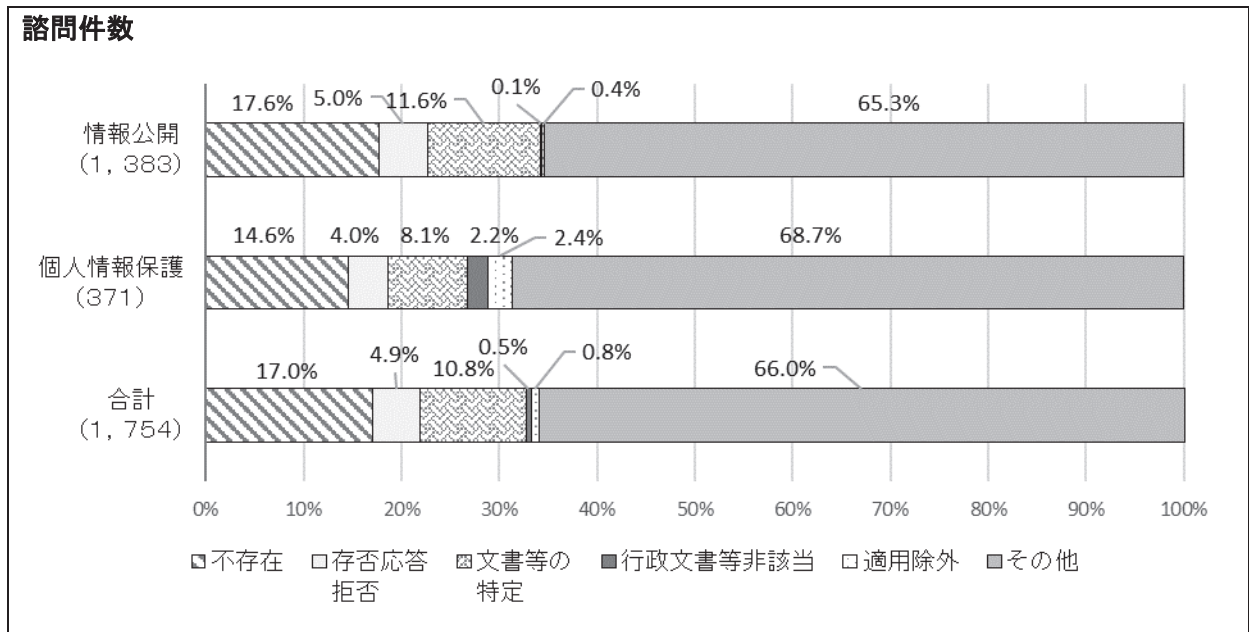
(諮問)

(単位：件)

	情報公開	個人情報保護	合計
不存在事件	244	54	298
存否応答拒否事件	70	15	85
文書等の特定を争う事件	160	30	190
逆FOIA事件	0	0	0
行政文書等非該当事件	1	8	9
適用除外事件	5	9	14
その他事件	903	255	1,158
合計	1,383	371	1,754

(注1)「不存在事件」，「存否応答拒否事件」，「文書等の特定を争う事件」，「行政文書等非該当事件」，「適用除外事件」とは，当該特徴のみを争った諮問事件をいう。以降，本資料において共通。

(注2) 答申に至るまでに争点が変わることにより，分類が変わることがあるので，上記の数は変動することがある。以降，本資料において共通。

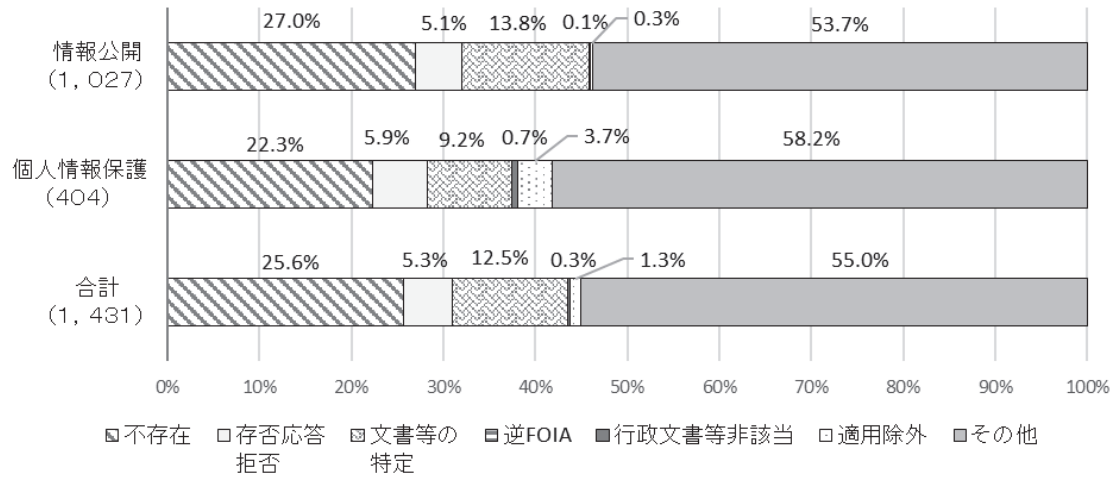


(答申)

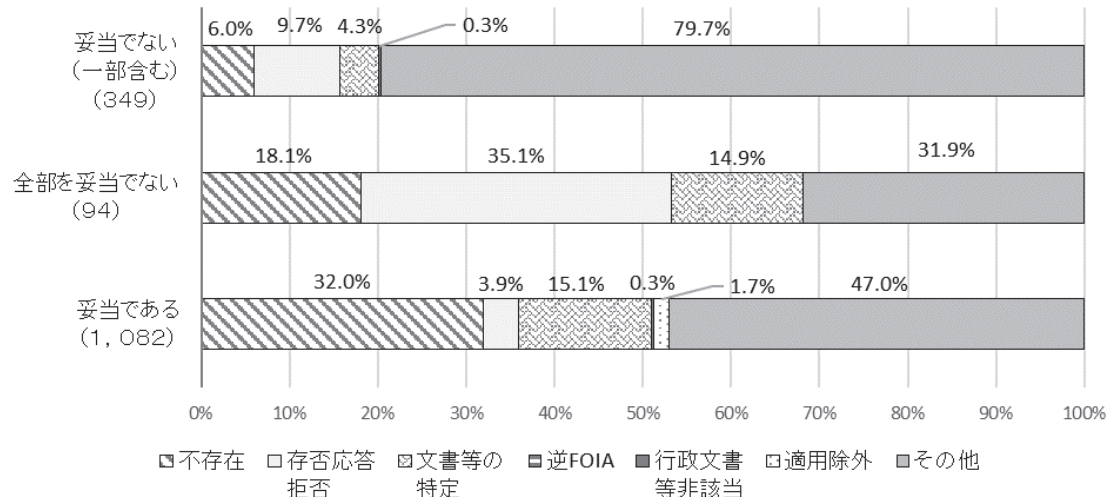
(単位：件)

	答申件数			答申結果別の内訳			
	情報公開	個人情報保護	合計	妥当でない			妥当である
				全部を妥当でない	一部妥当でない		
不存在事件	277	90	367	21	17	4	346
存否応答拒否事件	52	24	76	34	33	1	42
文書等の特定を争う事件	142	37	179	15	14	1	164
逆FOIA事件	0	0	0	0	0	0	0
行政文書等非該当事件	1	3	4	1	0	1	3
適用除外事件	3	15	18	0	0	0	18
その他事件	552	235	787	278	30	248	509
合計	1,027	404	1,431	349	94	255	1,082

答申件数



答申結果別の内訳



7-1 不存事件

不存事件については、令和5年度に298件（情報公開244件、個人情報保護54件）の諮問を受け、令和4年度以前の諮問も含め、367件（情報公開277件、個人情報保護90件）について答申を出している。

この不存事件に関する答申のうち、全部を妥当でないとしたもの（文書が存在するとしたもの等）は、17件あり、情報公開関連が13件（注1）、個人情報保護関連が4件（注2）である。

（注1）令和5年度（行情）答申第8号、第213号、第241号、第242号、第264号、第625号、第705号、第716号及び第881号並びに令和5年度（独情）答申第42号、第60号、第69号及び第97号

（注2）令和5年度（行個）答申第20号、第55号、第5039号及び第5120号

7-2 存否応答拒否事件

存否応答拒否事件については、令和5年度に85件（情報公開70件、個人情報保護15件）の諮問を受け、令和4年度以前の諮問も含め、76件（情報公開52件、個人情報保護24件）について答申を出している。

この存否応答拒否事件に関する答申のうち、全部を妥当でないとしたものは、33件あり、情報公開関連が14件（注1）、個人情報保護関連が19件（注2）である。

（注1）令和5年度（行情）答申第613号、第614号、第615号、第616号、第708号、第792号、第793号、第797号、第798号、第882号、第889号及び第890号並びに令和5年度（独情）答申第1号及び第82号

（注2）令和5年度（行個）答申第16号、第49号、第50号、第51号、第52号、第53号、第54号、第140号、第192号、第193号、第5077号、第5078号、第5079号、第5080号、第5081号、第5082号、第5125号、第5126号及び第5127号

7-3 文書・保有個人情報の特定を争う事件

文書・保有個人情報の特定を争う事件については、令和5年度に190件（情報公開160件、個人情報保護30件）の諮問を受け、令和4年度以前の諮問を含め、179件（情報公開142件、個人情報保護37件）について答申を出している。

この文書等の特定を争う事件に関する答申のうち、全部を妥当でないとしたものは、14件あり、情報公開関連が13件（注1）、個人情報保護関連が1件（注2）である。

（注1）令和5年度（行情）答申第110号、第180号、第268号、第432号、第458号、第480号、第481号、第619号、第654号、第670号、第868号及び第869号並びに令和5年度（独情）答申第36号

（注2）令和5年度（行個）答申第5111号

7-4 逆FOIA（第三者審査請求）事件

処分庁が開示するとした部分について、第三者が当該部分の開示を求める逆FOIAに関する事件については、令和5年度に諮問は受けておらず、答申も出していない。

7-5 行政文書等非該当事件

行政文書等非該当事件については、令和5年度に9件（情報公開1件、個人情報保護8件）の諮問を受け、令和4年度以前の諮問を含め、4件（情報公開1件、個人情報保護3件）について答申を出している。

7-6 適用除外事件

適用除外事件については、令和5年度に14件（情報公開5件、個人情報保護9

件)の諮問を受け、令和4年度以前の諮問を含め、18件(情報公開3件、個人情報保護15件)について答申を出している。

8 その他

原処分について、「違法」等であるとして取り消すべきとした答申については、次のとおりである。

8-1 理由の提示の不備

原処分は理由の提示に不備がある違法なものであるとして、これを取り消すべきとした答申は、22件あり、情報公開関連が17件(注1)、個人情報保護関連が5件(注2)である。

(注1) 令和5年度(行情)答申第14号、第351号、第506号、第519号、第526号、第613号、第614号、第615号、第616号、第628号及び第806号ないし第809号並びに令和5年度(独情)答申第4号、第100号及び第113号

(注2) 令和5年度(行個)答申第192号、第193号、第5126号及び第5127号並びに令和5年度(独個)答申第44号

8-2 形式上の不備

形式上の不備を理由に不開示とした原処分について、これを取り消すべきとした答申は、1件あり、情報公開関連が1件(注)、個人情報保護関連が0件である。

(注) 令和5年度(行情)答申第647号

9 総会(委員の全員をもって構成する合議体)及び運営会議

9-1 総会

令和5年度は、設置法6条2項に基づく総会は開催しなかった。

9-2 運営会議

令和5年度は、情報公開・個人情報保護審査会運営規則29条に基づき、運営会議を開催した(令和5年10月5日)。

10 各部会の調査審議回数

令和5年度における部会の開催状況は、以下のとおりである。

	調査審議回数
第1部会	36回
第2部会	30回
第3部会	33回
第4部会	27回
第5部会	27回

(別表) 答申の調査審議の経過欄に、「参考人」と記載のあるもの

	行情	独情
平成13年度	55	
平成14年度	83, 164, 181, 279, 395, 426, 427, 428, 429, 430, 469, 527	
平成15年度	370, 454, 509, 590, 591	44
平成16年度	319, 488, 555	
平成17年度	129, 130, 133, 230, 231, 488	9
平成18年度		
平成19年度		103
平成20年度	262	
平成21年度	288, 330	6, 10
平成22年度		
平成23年度		
平成24年度	537, 538	
平成25年度	422	

(注1) 数字は答申番号である。

(注2) 個人情報保護について、該当する答申はない。

(注3) なお、平成26年度以降は実績がない。

II 情報公開

1 諮問・答申件数

令和5年度の諮問件数は1,383件、答申件数は1,027件である。

なお、平成13年度から令和5年度までの総諮問件数は17,784件、総答申件数は15,922件であり、令和5年度末時点での審議中の件数は1,178件である。

○情報公開関連

[令和5年度]

(単位：件)

	諮問件数	答申件数	取下件数
行政機関	1,265	914	35
独立行政法人等	118	113	1
合計	1,383	1,027	36

[平成13年度～令和5年度]

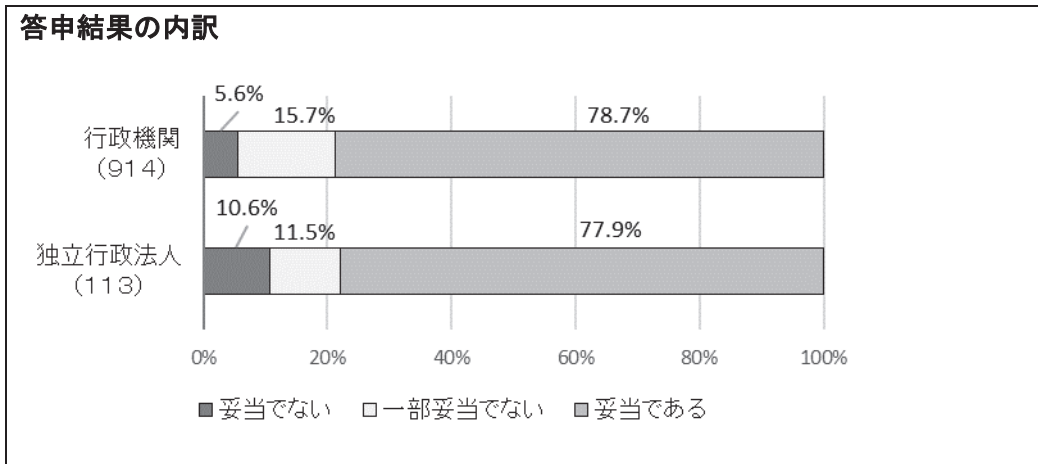
(単位：件)

	諮問件数 (a)	答申件数 (b)	取下件数 (c)	審議中の件数 (令和4年度末) (a-b-c)
行政機関	15,956	14,330	562	1,064
独立行政法人等	1,828	1,592	122	114
合計	17,784	15,922	684	1,178

2 答申結果の分類

令和5年度に出された答申件数(1,027件)のうち、諮問庁の判断は妥当でないとしたもの(一部妥当でないとしたものを含む)は、220件(21.4%)である。

	行政機関	独立行政法人等	合計
諮問庁の判断は妥当でないとしたもの	51件 (5.6%)	12件 (10.6%)	63件 (6.1%)
諮問庁の判断は一部妥当でないとしたもの	144件 (15.7%)	13件 (11.5%)	157件 (15.3%)
小計(諮問庁の判断は妥当でない(一部妥当でないも含む)としたもの)			220件 (21.4%)
諮問庁の判断は妥当であるとしたもの	719件 (78.7%)	88件 (77.9%)	807件 (78.6%)
合計	914件 (100%)	113件 (100%)	1,027件 (100%)

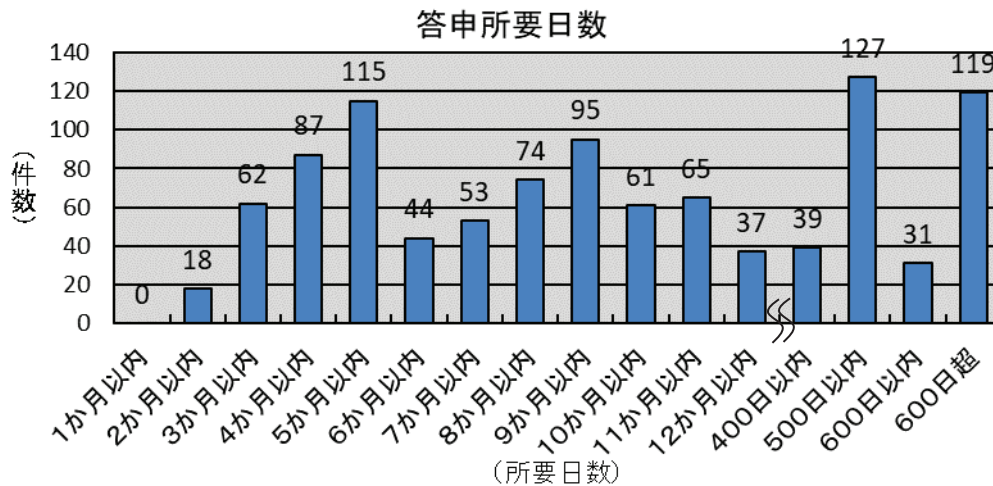


3 平均処理期間・審議回数

令和5年度の答申（1,027件）について、平均処理期間は310.6日、平均審議回数は2.6回であり、最短の事件では53日で処理が終了しており（令和5年度（行情）答申第176号及び第584号）、最長の事件では1,747日かかっている（令和5年度（行情）答申第782号及び第783号）。

なお、インカメラ決定のみであった審議を除いた平均審議回数は2.1回である。

答申までの所要日数の分布をみると、全体の約2分の1は9か月以内で答申を出しており、全体の約4分の3は400日以内に答申を出している。



4 口頭意見陳述、口頭説明聴取等の実績

令和5年度の答申（1,027件）についてみると、

- (1) 審査請求人から口頭意見陳述の聴取を行った実績はない。
- (2) 諮問庁から口頭説明を聴取したとする記載のあるものはない。
- (3) 調査審議の経過欄に、「参考人」と記載のあるものはない。

5 インカメラ

令和5年度の答申（1,027件）についてみると、対象文書を見分したとの記載があるのは525件となっている。

（注）答申の調査審議の経過欄に、「本件対象文書の見分」等と記載されている答申数である。対象文書が存在しない場合、存否応答拒否の正当性が争われている場合、一定の様式に記入された個人情報であり、その記載項目によって開示・不開示の判断が可能な場合など、事柄の性格上インカメラ審理を要しない場合がある。

6 ヴォーンインデックス

令和5年度の答申（1,027件）についてみると、諮問庁から設置法9条3項の資料（ヴォーンインデックス）の提出を受けたとの記載があるものはない。

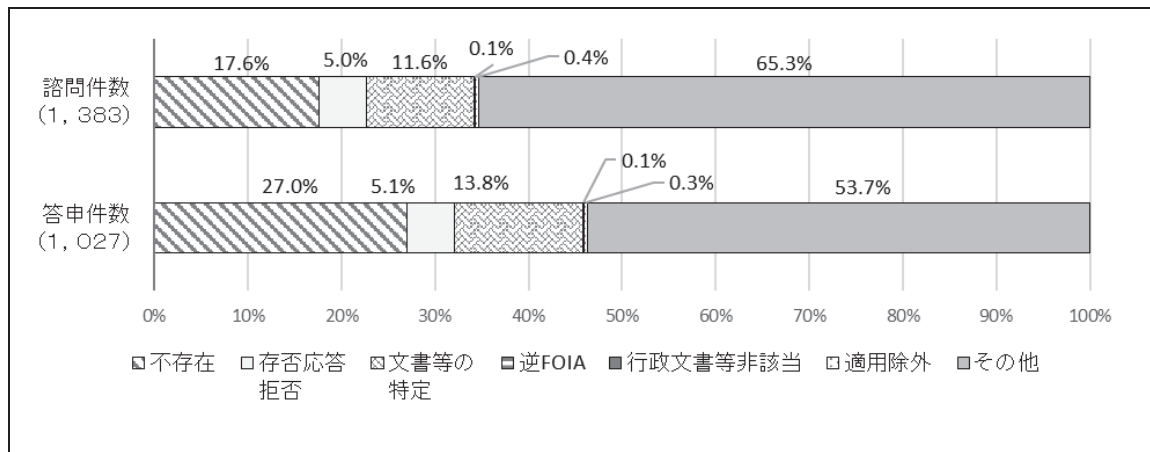
（注）ただし、ヴォーンインデックスと呼ぶことが適当であるかどうかは別として、諮問庁が自主的に、あるいは事務局の要請に応じて開示請求対象文書の内容を整理した資料を提出している場合がある。

7 特徴のある事件

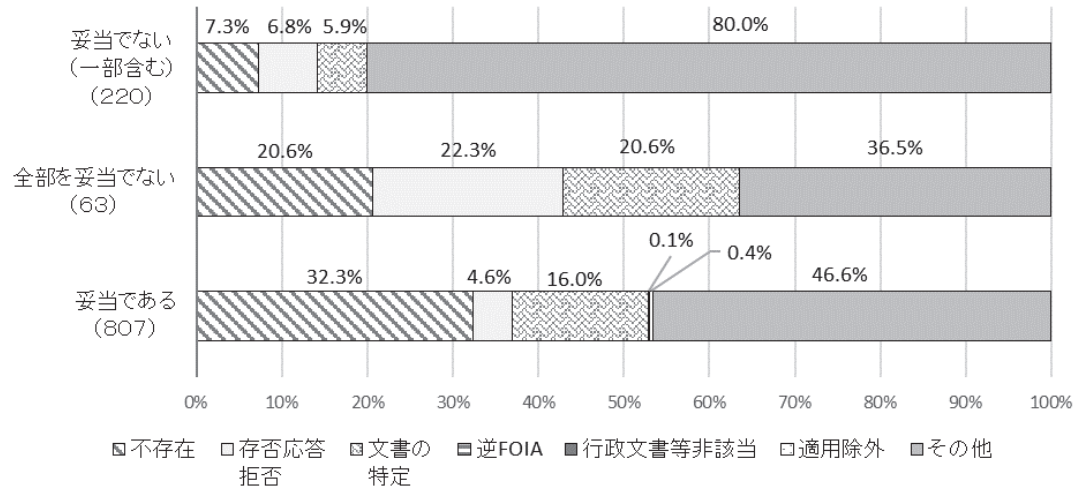
不存在事件、存否応答拒否事件等の特徴のある諮問事件については、以下のとおりである。

（単位：件）

	諮問 件数	答申 件数	答申結果別の内訳			
			妥当でない		妥当 である	
			全部を 妥当でない	一部妥当 でない		
不存在事件	244	277	16	13	3	261
存否応答拒否事件	70	52	15	14	1	37
文書の特定を争う事件	160	142	13	13	0	129
逆FOIA事件	0	0	0	0	0	0
行政文書等非該当事件	1	1	0	0	0	1
適用除外事件	5	3	0	0	0	3
その他事件	903	552	176	23	153	376
合計	1,383	1,027	220	63	157	807



答申結果別の内訳



7-1 不存在事件

不存在事件については、令和5年度に244件の諮問を受け、令和4年度以前の諮問も含め、277件について答申を出している。

この不存在事件に関する答申のうち、全部を妥当でないとしたもの（文書が存在するとしたもの等）は、13件（注）である。

（注）令和5年度（行情）答申第8号、第213号、第241号、第242号、第264号、第625号、第705号、第716号及び第881号並びに令和5年度（独情）答申第42号、第60号、第69号及び第97号

7-2 存否応答拒否事件

存否応答拒否事件については、令和5年度に70件の諮問を受け、令和4年度以前の諮問も含め、52件について答申を出している。

この存否応答拒否事件に関する答申のうち、全部を妥当でないとしたものは、14件（注）である。

（注）令和5年度（行情）答申第613号、第614号、第615号、第616号、第708号、第792号、第793号、第797号、第798号、第882号、第889号及び第890号並びに令和5年度（独情）答申第1号及び第82号

7-3 文書の特定を争う事件

文書の特定を争う事件については、令和5年度に160件の諮問を受け、令和4年度以前の諮問を含め、142件について答申を出している。

この文書の特定を争う事件に関する答申のうち、全部を妥当でないとしたものは、14件（注）である。

（注）令和5年度（行情）答申第110号、第180号、第268号、第432号、第458号、第479号、第480号、第481号、第619号、第654号、第670号、第868号及び第869号並びに令和5年度（独情）答申第36号

7-4 逆FOIA（第三者審査請求）事件

処分庁が開示するとした部分について、第三者が当該部分の不開示を求める逆FO

I Aに関する事件については、令和5年度に諮問は受けておらず、答申も出していない。

7-5 行政文書等非該当事件

行政文書等非該当事件については、令和5年度に1件の諮問を受け、令和4年度以前の諮問も含め、1件の答申を出している。

7-6 適用除外事件

適用除外事件については、令和5年度に5件の諮問を受け、令和4年度以前の諮問も含め、3件の答申を出している。

8 その他

原処分について、「違法」等であるとして取り消すべきとした答申については次のとおりである。

8-1 理由の提示の不備

原処分は理由の提示に不備がある違法なものであるとして、これを取り消すべきとした答申は、17件（注）である。

（注）令和5年度（行情）答申第14号、第351号、第506号、第519号、第526号、第613号、第614号、第615号、第616号、第628号及び第806号ないし第809号並びに令和5年度（独情）答申第4号、第100号及び第113号

8-2 形式上の不備

形式上の不備を理由に不開示とした原処分について、これを取り消すべきとした答申は、1件（注）である。

（注）令和5年度（行情）答申第647号

Ⅲ 個人情報保護

1 諮問・答申件数

令和5年度の諮問件数は371件，答申件数は404件である。

なお，平成17年度から令和5年度までの総諮問件数は4,775件，総答申件数は4,378件であり，令和5年度末時点で審議中の件数は266件である。

○個人情報保護関連

[令和5年度]

(単位：件)

	諮問件数	答申件数	取下件数
行政機関	264	345	8
独立行政法人等	107	59	1
合計	371	404	9

(単位：件)

	行政機関			独立行政法人等		
	諮問件数	答申件数	取下件数	諮問件数	答申件数	取下件数
開示請求関連	250	292	6	99	51	1
訂正請求関連	11	45	1	6	7	0
利用停止請求関連	3	8	1	2	1	0
合計	264	345	8	107	59	1

[平成17年度～令和5年度]

(単位：件)

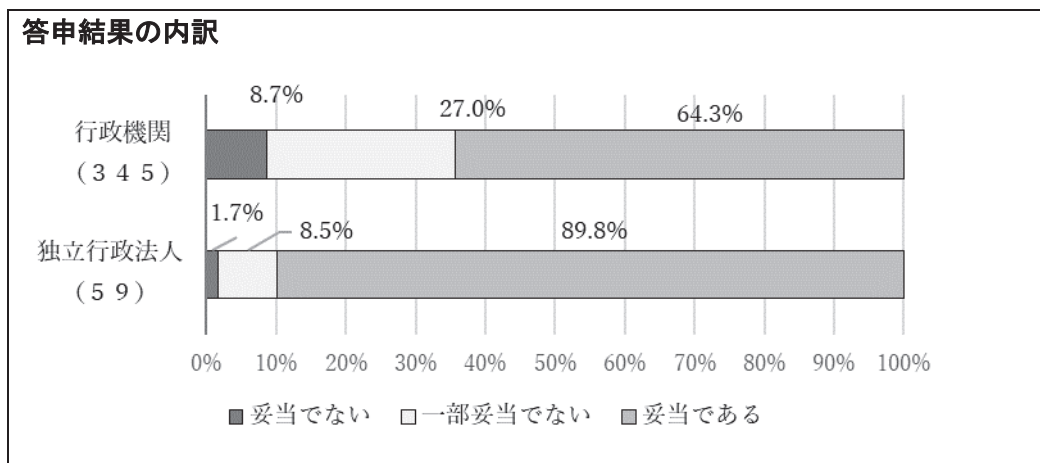
	諮問件数	答申件数	取下件数	審議中の件数 (令和5年度末)
	(a)	(b)	(c)	(a-b-c)
行政機関	3,691	3,397	101	193
開示請求	3,289	3,008	93	188
訂正請求	284	274	5	5
利用停止請求	118	115	3	0
独立行政法人等	1,084	981	30	73
開示請求	939	843	27	69
訂正請求	118	112	3	3
利用停止請求	27	26	0	1
合計	4,775	4,378	131	266
開示請求	4,228	3,851	120	257
訂正請求	402	386	8	8
利用停止請求	145	141	3	1

(注) 答申件数の行政機関と独立行政法人等の別は諮問時の別による。

2 答申結果の分類

令和5年度に出された答申件数（404件）のうち、諮問庁の判断は妥当でないとしたもの（一部妥当でないとしたものを含む。）は、129件（31.9%）である。

	行政機関	独立行政法人等	合計
諮問庁の判断は妥当でないとしたもの	30件 (8.7%)	1件 (1.7%)	31件 (7.7%)
諮問庁の判断は一部妥当でないとしたもの	93件 (27.0%)	5件 (8.5%)	98件 (24.3%)
小計（諮問庁の判断は妥当でない（一部妥当でないも含む）としたもの）			129件 (31.9%)
諮問庁の判断は妥当であるとしたもの	222件 (64.3%)	53件 (89.8%)	275件 (68.1%)
合計	345件 (100%)	59件 (100%)	404件 (100%)

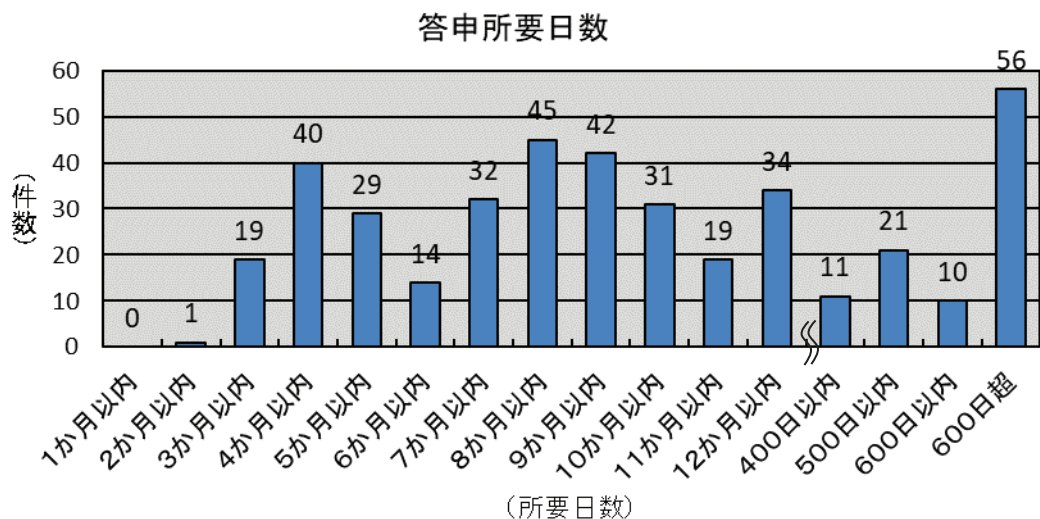


3 平均処理期間・審議回数

令和5年度の答申（404件）について、平均処理期間は312.1日、平均審議回数は2.6回であり、最短の事件では54日で処理が終了しており（令和5年度（行個）答申第31号）、最長の事件では1,249日かかっている（令和5年度（行個）答申第5091号）。

なお、インカメラ決定のみであった審議を除いた平均審議回数は、1.6回である。

答申までの所要日数の分布をみると、全体の約2分の1は9か月以内で答申を出しており、全体の約4分の3は12か月以内に答申を出している。



4 口頭意見陳述，口頭説明聴取等の実績

令和5年度の答申（404件）についてみると，審査請求人から口頭意見陳述を聴取したとする記載のあるものはなく，諮問庁から口頭説明を聴取したとする記載のあるものもない。また，調査審議の経過欄に，「参考人」と記載のあるものもない。

5 インカメラ

令和5年度の答申（404件）についてみると，対象保有個人情報を見分したとの記載があるのは164件となっている。

(注) 答申の調査審議の経過欄に，「本件対象保有個人情報の見分」等と記載されている答申数である。対象保有個人情報が不存在である場合，存否応答拒否の正当性が争われている場合，一定の様式に記入された個人情報であり，その記載項目によって開示・不開示の判断が可能な場合など，事柄の性格上インカメラ審理を要しない場合がある。

6 ヴォーンインデックス

令和5年度の答申（404件）についてみると，諮問庁から設置法9条3項の資料（ヴォーンインデックス）の提出を受けたとの記載があるものはない。

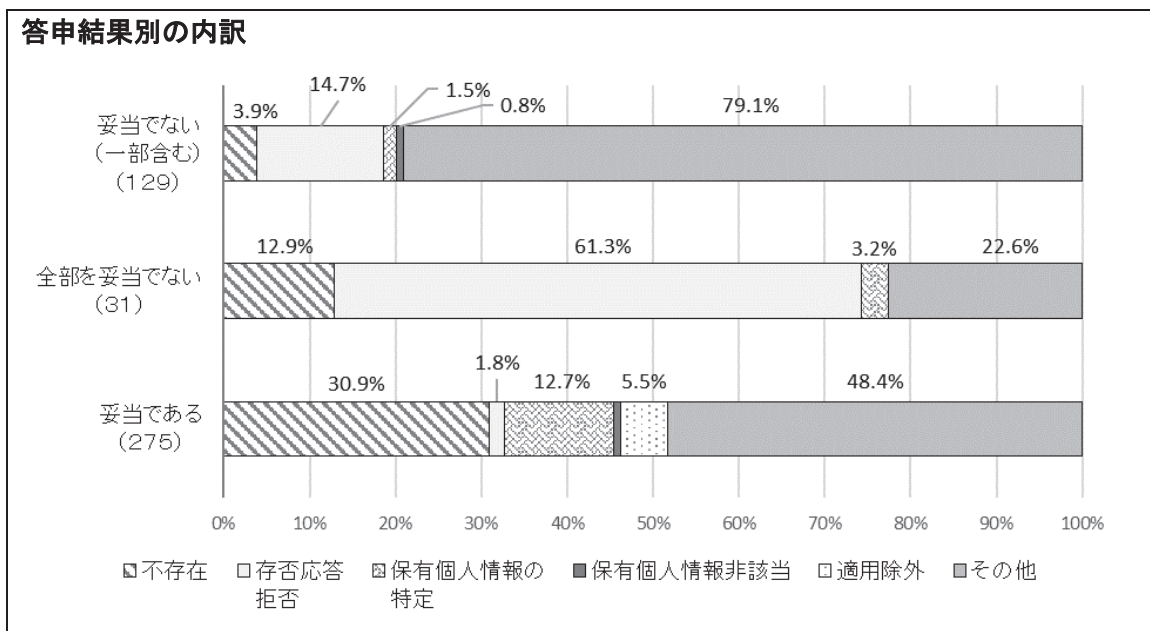
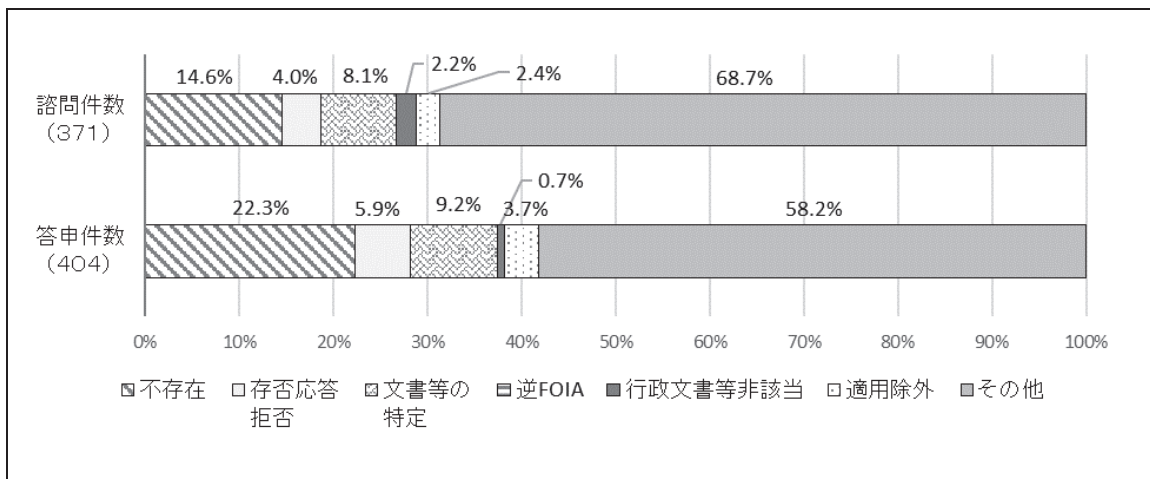
(注) ただし，ヴォーンインデックスと呼ぶことが適当であるかどうかは別として，諮問庁が自主的に，あるいは事務局の要請に応じて対象保有個人情報の内容を整理した資料を提出している場合がある。

7 特徴のある事件

不存在事件，存否応答拒否事件等の特徴のある諮問事件については，以下のとおりである。

(単位：件)

	諮問 件数	答申 件数	答申結果別の内訳			
			妥当でない			妥当 である
			全部を 妥当でない	一部妥当 でない		
不存在事件	54	90	5	4	1	85
存否応答拒否事件	15	24	19	19	0	5
保有個人情報の特定を争う事件	30	37	2	1	1	35
逆FOIA事件	0	0	0	0	0	0
保有個人情報非該当事件	8	3	1	0	1	2
適用除外事件	9	15	0	0	0	15
その他事件	255	235	102	7	95	133
合計	371	404	129	31	98	275



7-1 不存在事件

不存在事件については、令和5年度で54件の諮問を受け、令和4年度以前の諮問も含め、90件について答申を出している。

この不存在事件に関する答申のうち、全部を妥当でないとしたもの（個人情報が存在するとしたもの等）は、4件（注）である。

（注）令和5年度（行個）答申第20号、第55号、第5039号及び第5120号

7-2 存否応答拒否事件

存否応答拒否事件については、令和5年度に15件の諮問を受け、令和4年度以前の諮問も含め、24件について答申を出している。

この存否応答拒否事件に関する答申のうち、全部を妥当でないとしたものは、19件（注）である。

（注）令和5年度（行個）答申第16号、第49号、第50号、第51号、第52号、第53号、第54号、第140号、第192号、第193号、第5077号、第5078号、第5079号、第5080号、第5081号、第5082号、第5125号、第5126号及び第5127号

7-3 保有個人情報の特定を争う事件

保有個人情報の特定を争う事件については、令和5年度に30件の諮問を受け、令和4年度以前の諮問を含め、37件について答申を出している。

この保有個人情報の特定を争う事件に関する答申のうち、全部を妥当でないとしたものは、1件（注）である。

（注）令和5年度（行個）答申第5111号

7-4 逆FOIA（第三者審査請求）事件

処分行が開示するとした部分について、第三者が当該部分の不開示を求める逆FOIAに関する事件については、令和5年度に諮問を受けておらず、答申も出していない。

7-5 保有個人情報非該当事件

保有個人情報非該当事件については、令和5年度に8件の諮問を受け、令和4年度以前の諮問も含め、3件の答申を出している。

7-6 適用除外事件

適用除外事件については、令和5年度に9件の諮問を受け、令和4年度以前の諮問も含め、15件について答申を出している。

8 その他

原処分について、「違法」等であるとして取り消すべきとした答申については、次のとおりである。

8-1 理由の提示の不備

原処分は理由の提示に不備がある違法なものであるとして、これを取り消すべきとした答申は、5件（注）である。

（注）令和5年度（行個）答申第192号、第193号、第5126号及び第5127号並びに令和5年度（独個）答申第44号

8—2 形式上の不備

形式上の不備を理由に不開示とした原処分について、これを取り消すべきとした答申は出していない。

IV 付言の実績

当審査会では、答申において、諮問庁（又は処分庁）における情報公開・個人情報保護制度の運用が不適切である場合や、同制度の運用そのものの問題ではないとしても、同制度の円滑かつ適切な運用を行うために必要な措置について付言を行うことがある。

令和5年度の答申を整理すると、272件の答申において付言がみられ、開示決定等の理由の提示など12の項目にわたって意見が述べられている。

主な項目別件数としては、開示決定等の理由の提示に関する付言（118件）が最も多く、続いて、開示決定等における対象文書の表記に関する付言（89件）、諮問の遅れ・早期諮問に関する付言（54件）、開示決定の迅速・的確化に関する付言（22件）などという順になっている。

各項目の主な付言の該当部分は、以下のとおりである。

（注）一つの答申において、複数の項目にわたって付言しているものもある。

1) 開示決定等の理由の提示について付言したもの（118件）

- ・ 原処分の不開示理由について、「該当する文書は、経済産業省では、開示請求時点において保有していないため。」と記載されているところ、一般に文書の不存在を理由とする不開示決定に際しては、単に対象文書を保有していないという事実だけでは足りず、対象文書を作成又は取得していないのか、あるいは作成又は取得した後に廃棄又は亡失したのか等、当該文書が存在しないことの要因についても理由として付記することが求められる。

したがって、原処分における理由付記は、行政手続法8条1項の趣旨に照らし、適切さを欠くものであるといわざるを得ず、処分庁においては、今後の対応において、上記の点につき留意すべきである。

（令和5年度（行情）答申第13号）

- ・ 処分庁は、原処分21ないし原処分58に係る各行政文書不開示決定通知書の「2不開示とした理由」欄において、「特許庁において、保存期間が満了したため既に廃棄済みであり、開示請求時点において保有していないため、不開示とする。」と記載している。他方、諮問庁は、理由説明書（上記第3の4（5））において、仮に文書が作成されていたとしても、廃棄されたものと考えられる旨説明する。

各行政文書不開示決定通知書における理由提示について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、対象となる各期間において有効であった本件関連規程を確認し、廃棄された可能性が高かったため不開示理由には断定的に記載した旨説明する。

当該説明を踏まえれば、各行政文書不開示決定通知書には、本来、理由説明書における説明のとおり、廃棄されたものと考えられる旨を記載すべきであったのであり、処分庁においては、今後、同様の事態を生じさせないように、正確かつ慎重な対応が望まれる。

（令和5年度（行情）答申第810号ないし同第867号）

など

2) 開示決定等における対象文書の表記について付言したもの(89件)

- ・ 処分庁は、本件開示請求を受けて特定した行政文書の名称として、本件開示請求書の記載内容と同一の文言を本件開示決定通知書に引き写して原処分をしているが、本来、特段の支障がない限り、開示決定通知書には、特定した文書の名称等を具体的に記載すべきものである。処分庁においては、今後、この点に留意して適切に対応することが望まれる。

(令和5年度(行情)答申第670号)

- ・ 諮問庁は、上記第3の3(1)アにおいて、全部不開示とした是正報告書について、開示決定通知書に明記されておらず、本来開示決定通知書に記載すべきであり、また、不存在である是正報告書の添付資料が開示対象とされていると説明する。

これらの問題点は、本件開示決定通知書の「開示する保有個人情報」欄を確認すると、本件開示請求文言を引き写して記載し、原処分を行ったことに起因すると認められる。

開示決定通知書には、本来、特段の支障がない限り、具体的な文書名を用いるなどにより、特定した保有個人情報の名称を端的に記載すべきであり、処分庁においては、今後、この点に留意して適切に対応することが望まれる。

(令和5年度(行個)答申第5018号)

など

3) 諮問の遅れ・早期諮問について付言したもの(54件)

- ・ 本件は、審査請求から諮問までに約3年11か月及び約6年5か月が経過しており、諮問庁の説明を考慮しても、「簡易迅速な手続」による処理とはいい難く、また、審査請求の趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立事件における処理に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

(令和5年度(行情)答申第59号及び同第60号)

など

4) 開示決定の迅速・的確化について付言したもの(22件)

- ・ 処分庁は、令和2年6月29日付けの開示請求に対して、法10条2項を適用して開示決定等の期限を同年8月29日に延長したが、実際原処分は同年11月4日付けである。このことは、法の規定に反した不適切な措置であったと認められ、今後は、適切な対応が望まれる。

(令和5年度(行情)答申第163号)

など

5) 文書管理について付言したもの(20件)

- ・ 法22条1項によれば、行政機関の長は、開示請求をしようとする者が容易かつ的確

に開示請求をすることができるよう、公文書等の管理に関する法律7条2項に規定するもののほか、当該行政機関が保有する行政文書の特定に資する情報の提供その他適切な措置を講ずべきとされており、行政文書ファイル管理簿は、国民に対して、開示請求の対象となる情報が行政機関においてどのような形で存在しているかを示す重要な手掛かりの一つである。

本件においては、行政文書ファイル管理簿の記載と行政文書の現状に著しい乖離が認められるところ、行政文書ファイル管理簿が適切に記載されていれば、審査請求人が開示請求する行政文書は違ったものであった可能性もある。このような文書管理の実態は、国民の開示請求権の円滑な行使を妨げ、ひいては、政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするという法の目的の達成を阻害する要因となりかねないものであって、公文書管理の適切性はもとより、法の適正な運用に関しても国民の不信感を招くものであり、今後、慎重かつ適切な文書管理を行うことが強く望まれる。

(令和5年度(行情)答申第288号)

など

6) 開示・不開示の判断について付言したもの(14件)

- ・ 本件対象文書の全てを全部不開示とする原処分は、不開示部分、不開示理由についての検討が不十分であったことは明らかである。

今後、開示請求がされた場合、その開示・不開示の判断に当たり、法5条の各号に掲げる不開示情報を除き、開示すべきであるという情報公開制度の趣旨に鑑み、適切に判断することが望まれる。

(令和5年度(行情)答申第129号)

など

7) 開示決定等通知書の不適切な記載について付言したもの(12件)

- ・ 原処分は、不開示とした理由に挙げた内容の一部について、不開示とした箇所が存在していない。処分庁は、原処分において十分な検討をしないまま漫然と原処分を行ったのではないかといった疑念・疑問すら生じさせるものである。また、諮問庁についても、不正確な内容の原処分について、漫然と妥当との判断をしており、十分な検討を行ったものとは認められない。

したがって、処分庁及び諮問庁にあつては、今後、法の規定を踏まえ、適切に対応されたい。

(令和5年度(行情)答申第631号及び同第632号)

など

8) 補正に関する対応について付言したもの(11件)

- ・ 当審査会において諮問書に添付されている開示請求書を確認したところ、開示請求の宛先が「内閣総理大臣」から「地方創生推進事務局長」に補正されていることが認められる。

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、内閣府本府では、法17条及び法施行令15条1項の規定に基づき、行政文書の開示に係る権限及び事務の一部について、内閣総理大臣から各部局長に委任していることから、開示請求について、「内閣総理大臣」宛てではなく、各部局長宛てに請求する必要があるため、審査請求人に電話連絡を行い、本件開示請求に係る宛先は処分庁が適切であると思われる旨伝達した結果、処分庁宛てとするこの了承を得たとのことである。

しかしながら、本件開示請求は臨時交付金に係る文書の開示を求めるものであり、臨時交付金は、地方創生推進事務局ではなく、地方創生推進室が所管し、同室が原油価格・物価高騰対応分創設に係る制度要綱の一部改正に必要な手続を行っている旨上記第3の3(1)において諮問庁が説明していることを踏まえると、仮に、地方創生推進事務局が、同室が保有する文書の写しを全て保有していたとしても、内閣府においては、開示請求の宛先の補正を求めるに当たり、臨時交付金は同室が所管している旨開示請求者に情報提供を行うべきであったと考えられる。

したがって、今後、内閣府においては、開示請求の宛先の補正を求めるに当たり、開示請求者に対する丁寧かつ的確な情報の提供が望まれる。

(令和5年度(行情)答申第125号)

など

9) 文書等の特定について付言したもの(9件)

- ・ 上記2(1)及び(2)において述べた先行開示決定に係る開示決定通知書の記載は、後行決定である原処分1において特定された文書の件名及び枚数を含めて不開示とされている場合には、原処分1において特定された文書に先行開示文書の残りの部分が存すると誤認させ、審査請求人の不服の判断等に支障を与える可能性が想定できる。

かかる対応は、処分庁に対する信頼を損なうものであるのみならず、法が保護しようとする法益の侵害を招くものであり、処分庁にあつては、今後、法の規定を踏まえ、対象文書の特定及び開示決定通知書の記載を適切に行う必要がある。

(令和5年度(行情)答申第878号及び同第879号)

など

10) 情報提供について付言したもの(6件)

- ・ 本件開示請求は、法3条の規定に基づくものであり、個人情報保護に関する法律(以下「個人情報法」という。)76条1項の規定に基づくものではないが、本件開示請求書の記載からすると、審査請求人本人に係る情報の開示を求める趣旨を含むものであることが認められる。

この点について、当審査会事務局職員をして諮問庁に個人情報法に基づく請求の教示の有無を確認させたところ、処分庁においては、本件開示請求書の「特定法務局等のいずれか1以上が、〈記録、報告または再発防止〉のいずれか1以上の目的で作成したもの(媒体・形態として、メモ、電子メール、電子チャットを含むが、それらに限られない。)」との記載から、審査請求人は、本件開示請求に係る文書誤送付事案に関連する全

ての行政文書が開示されることを求めていると解され、仮に個人情報に基づく開示請求を行った場合、かえって、開示対象文書の範囲を狭めてしまうおそれがあると考えられるため、そのような教示は行っていない旨説明する。

しかしながら、個人情報に基づく開示請求においては、本件不開示部分の少なくとも一部は、審査請求人に対し開示できると考えられ、当該教示を踏まえ、個人情報に基づく開示請求を行うかは、審査請求人が判断することである。

したがって、本件のような開示請求にあつては、個人情報に基づく開示請求について教示を行うよう、今後、開示請求に係る事務手続において的確に対応することが望まれる。

(令和5年度(行情)答申第765号)

など

1 1) 開示の実施手続について付言したもの(6件)

- ・ (3) 当審査会において開示実施文書の写しを確認したところ、別表の通番4の不開示部分に含まれるものとみられる課長補佐級以下の職員の氏名のうち一部が開示されていることが認められる。

この点につき、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、当該氏名は、原処分における不開示部分に含まれていたものの、誤って開示実施したものである旨説明するものであり、開示実施において、処分庁による慎重さに欠ける不適切な対応があったといわざるを得ない。

今後、処分庁においては、同様の事態を生じさせないように、正確かつ慎重な対応が望まれる。

(令和5年度(行情)答申第576号)

など

1 2) 審査会への対応について付言したもの(4件)

- ・ 本件については、当審査会が諮問庁に対し、情報公開・個人情報保護審査会設置法9条1項の規定に基づき、開示決定等に係る行政文書(以下「インカメラ文書」という。)の提示を求め、督促したにもかかわらず、長期間インカメラ文書が提示されなかった。また、提示されたインカメラ文書において原処分で不開示にした旨記されていた箇所と、諮問書に添付された開示実施文書の不開示箇所が異なっており、事実の確認にも時間を要することとなったものである。

当審査会においては、諮問庁から提示されるインカメラ文書を見分した結果を踏まえて審議するものであり、インカメラ文書の提示の著しい遅滞やインカメラ文書における不開示とした箇所の摘示の誤りは、審議の遅延につながることから、諮問庁においては、今後、このようなことがないように、迅速かつ適切に対応することが望まれる。

(令和5年(行情)答申第256号)

など

【参考】令和5年度に付言を行った答申一覧

区 分	答 申 番 号
1) 開示決定等の理由の提示について付言したもの(118件)	令和5年度(行情) 答申第13号 令和5年度(行情) 答申第49号 令和5年度(行情) 答申第118号 令和5年度(行情) 答申第130号 令和5年度(行情) 答申第165号 令和5年度(行情) 答申第222号 令和5年度(行情) 答申第243号 令和5年度(行情) 答申第244号 令和5年度(行情) 答申第257号 令和5年度(行情) 答申第262号 令和5年度(行情) 答申第265号 令和5年度(行情) 答申第278号 令和5年度(行情) 答申第372号 令和5年度(行情) 答申第434号 令和5年度(行情) 答申第451号 令和5年度(行情) 答申第455号 令和5年度(行情) 答申第511号 令和5年度(行情) 答申第576号 令和5年度(行情) 答申第598号 令和5年度(行情) 答申第612号 令和5年度(行情) 答申第621号 令和5年度(行情) 答申第622号 令和5年度(行情) 答申第623号 令和5年度(行情) 答申第624号 令和5年度(行情) 答申第625号 令和5年度(行情) 答申第627号 令和5年度(行情) 答申第640号 令和5年度(行情) 答申第697号 令和5年度(行情) 答申第759号 令和5年度(行情) 答申第804号 令和5年度(行情) 答申第820号 令和5年度(行情) 答申第821号 令和5年度(行情) 答申第822号 令和5年度(行情) 答申第823号 令和5年度(行情) 答申第824号 令和5年度(行情) 答申第825号 令和5年度(行情) 答申第826号

令和5年度（行情）答申第827号
令和5年度（行情）答申第828号
令和5年度（行情）答申第829号
令和5年度（行情）答申第830号
令和5年度（行情）答申第831号
令和5年度（行情）答申第832号
令和5年度（行情）答申第833号
令和5年度（行情）答申第834号
令和5年度（行情）答申第835号
令和5年度（行情）答申第836号
令和5年度（行情）答申第837号
令和5年度（行情）答申第838号
令和5年度（行情）答申第839号
令和5年度（行情）答申第840号
令和5年度（行情）答申第841号
令和5年度（行情）答申第842号
令和5年度（行情）答申第843号
令和5年度（行情）答申第844号
令和5年度（行情）答申第845号
令和5年度（行情）答申第846号
令和5年度（行情）答申第847号
令和5年度（行情）答申第848号
令和5年度（行情）答申第849号
令和5年度（行情）答申第850号
令和5年度（行情）答申第851号
令和5年度（行情）答申第852号
令和5年度（行情）答申第853号
令和5年度（行情）答申第854号
令和5年度（行情）答申第855号
令和5年度（行情）答申第856号
令和5年度（行情）答申第857号
令和5年度（行情）答申第858号
令和5年度（行情）答申第859号
令和5年度（行情）答申第860号
令和5年度（行情）答申第861号
令和5年度（行情）答申第862号
令和5年度（行情）答申第863号
令和5年度（行情）答申第864号
令和5年度（行情）答申第865号

令和5年度（行情）答申第866号
令和5年度（行情）答申第867号
令和5年度（行情）答申第871号
令和5年度（独情）答申第1号
令和5年度（独情）答申第5号
令和5年度（独情）答申第54号
令和5年度（独情）答申第55号
令和5年度（独情）答申第56号
令和5年度（独情）答申第57号
令和5年度（独情）答申第58号
令和5年度（独情）答申第59号
令和5年度（独情）答申第75号
令和5年度（独情）答申第76号
令和5年度（独情）答申第77号
令和5年度（独情）答申第78号
令和5年度（独情）答申第79号
令和5年度（独情）答申第80号
令和5年度（独情）答申第81号
令和5年度（独情）答申第89号
令和5年度（独情）答申第94号
令和5年度（独情）答申第96号
令和5年度（独情）答申第97号
令和5年度（独情）答申第103号
令和5年度（独情）答申第106号
令和5年度（独情）答申第107号
令和5年度（独情）答申第108号
令和5年度（独情）答申第111号
令和5年度（行個）答申第148号
令和5年度（行個）答申第190号
令和5年度（行個）答申第191号
令和5年度（行個）答申第204号
令和5年度（行個）答申第205号
令和5年度（行個）答申第5001号
令和5年度（行個）答申第5002号
令和5年度（行個）答申第5003号
令和5年度（行個）答申第5004号
令和5年度（行個）答申第5086号
令和5年度（行個）答申第5095号
令和5年度（行個）答申第5110号

	令和5年度（行個）答申第5122号 令和5年度（行個）答申第5125号 令和5年度（独個）答申第16号
2) 開示決定等における対象文書の表記について付言したもの（89件）	令和5年度（行情）答申第383号 令和5年度（行情）答申第479号 令和5年度（行情）答申第480号 令和5年度（行情）答申第506号 令和5年度（行情）答申第670号 令和5年度（行情）答申第672号 令和5年度（行情）答申第673号 令和5年度（行情）答申第675号 令和5年度（行情）答申第759号 令和5年度（行情）答申第782号 令和5年度（行情）答申第783号 令和5年度（行情）答申第806号 令和5年度（行情）答申第807号 令和5年度（行情）答申第808号 令和5年度（行情）答申第809号 令和5年度（行情）答申第810号 令和5年度（行情）答申第811号 令和5年度（行情）答申第812号 令和5年度（行情）答申第813号 令和5年度（行情）答申第814号 令和5年度（行情）答申第815号 令和5年度（行情）答申第816号 令和5年度（行情）答申第817号 令和5年度（行情）答申第818号 令和5年度（行情）答申第819号 令和5年度（行情）答申第820号 令和5年度（行情）答申第821号 令和5年度（行情）答申第822号 令和5年度（行情）答申第823号 令和5年度（行情）答申第824号 令和5年度（行情）答申第825号 令和5年度（行情）答申第826号 令和5年度（行情）答申第827号 令和5年度（行情）答申第828号 令和5年度（行情）答申第829号 令和5年度（行情）答申第830号

令和5年度（行情）答申第831号
令和5年度（行情）答申第832号
令和5年度（行情）答申第833号
令和5年度（行情）答申第834号
令和5年度（行情）答申第835号
令和5年度（行情）答申第836号
令和5年度（行情）答申第837号
令和5年度（行情）答申第838号
令和5年度（行情）答申第839号
令和5年度（行情）答申第840号
令和5年度（行情）答申第841号
令和5年度（行情）答申第842号
令和5年度（行情）答申第843号
令和5年度（行情）答申第844号
令和5年度（行情）答申第845号
令和5年度（行情）答申第846号
令和5年度（行情）答申第847号
令和5年度（行情）答申第848号
令和5年度（行情）答申第849号
令和5年度（行情）答申第850号
令和5年度（行情）答申第851号
令和5年度（行情）答申第852号
令和5年度（行情）答申第853号
令和5年度（行情）答申第854号
令和5年度（行情）答申第855号
令和5年度（行情）答申第856号
令和5年度（行情）答申第857号
令和5年度（行情）答申第858号
令和5年度（行情）答申第859号
令和5年度（行情）答申第860号
令和5年度（行情）答申第861号
令和5年度（行情）答申第862号
令和5年度（行情）答申第863号
令和5年度（行情）答申第864号
令和5年度（行情）答申第865号
令和5年度（行情）答申第866号
令和5年度（行情）答申第867号
令和5年度（独情）答申第52号
令和5年度（独情）答申第97号

	令和5年度（行個）答申第144号 令和5年度（行個）答申第5015号 令和5年度（行個）答申第5018号 令和5年度（行個）答申第5051号 令和5年度（行個）答申第5052号 令和5年度（行個）答申第5053号 令和5年度（行個）答申第5054号 令和5年度（行個）答申第5090号 令和5年度（行個）答申第5101号 令和5年度（行個）答申第5107号 令和5年度（行個）答申第5108号 令和5年度（行個）答申第5109号 令和5年度（行個）答申第5116号 令和5年度（行個）答申第5117号
3) 諮問の遅れ・早期諮問について付言したもの（54件）	令和5年度（行情）答申第59号 令和5年度（行情）答申第60号 令和5年度（行情）答申第80号 令和5年度（行情）答申第82号 令和5年度（行情）答申第118号 令和5年度（行情）答申第168号 令和5年度（行情）答申第170号 令和5年度（行情）答申第171号 令和5年度（行情）答申第184号 令和5年度（行情）答申第185号 令和5年度（行情）答申第189号 令和5年度（行情）答申第217号 令和5年度（行情）答申第247号 令和5年度（行情）答申第248号 令和5年度（行情）答申第249号 令和5年度（行情）答申第250号 令和5年度（行情）答申第262号 令和5年度（行情）答申第263号 令和5年度（行情）答申第264号 令和5年度（行情）答申第286号 令和5年度（行情）答申第290号 令和5年度（行情）答申第291号 令和5年度（行情）答申第356号 令和5年度（行情）答申第361号 令和5年度（行情）答申第386号

	令和5年度（行情）答申第398号 令和5年度（行情）答申第404号 令和5年度（行情）答申第415号 令和5年度（行情）答申第416号 令和5年度（行情）答申第421号 令和5年度（行情）答申第455号 令和5年度（行情）答申第456号 令和5年度（行情）答申第516号 令和5年度（行情）答申第517号 令和5年度（行情）答申第522号 令和5年度（行情）答申第588号 令和5年度（行情）答申第645号 令和5年度（行情）答申第671号 令和5年度（行情）答申第677号 令和5年度（行情）答申第717号 令和5年度（行情）答申第721号 令和5年度（行情）答申第722号 令和5年度（行情）答申第740号 令和5年度（行情）答申第743号 令和5年度（行情）答申第744号 令和5年度（行情）答申第870号 令和5年度（行情）答申第872号 令和5年度（行情）答申第873号 令和5年度（行情）答申第874号 令和5年度（行情）答申第876号 令和5年度（行情）答申第883号 令和5年度（行情）答申第885号 令和5年度（行情）答申第887号
	令和5年度（行個）答申第5106号
4) 開示決定の迅速・的確化について付言したもの（22件）	令和5年度（行情）答申第163号 令和5年度（行情）答申第191号 令和5年度（行情）答申第639号
	令和5年度（行個）答申第195号 令和5年度（行個）答申第5059号 令和5年度（行個）答申第5060号 令和5年度（行個）答申第5061号 令和5年度（行個）答申第5062号 令和5年度（行個）答申第5063号 令和5年度（行個）答申第5064号

	令和5年度（行個）答申第5065号 令和5年度（行個）答申第5066号 令和5年度（行個）答申第5067号 令和5年度（行個）答申第5068号 令和5年度（行個）答申第5069号 令和5年度（行個）答申第5070号 令和5年度（行個）答申第5071号 令和5年度（行個）答申第5072号 令和5年度（行個）答申第5073号 令和5年度（行個）答申第5074号 令和5年度（行個）答申第5075号 令和5年度（行個）答申第5076号
5) 文書管理について付言したものの(20件)	令和5年度（行情）答申第223号 令和5年度（行情）答申第225号 令和5年度（行情）答申第226号 令和5年度（行情）答申第227号 令和5年度（行情）答申第228号 令和5年度（行情）答申第229号 令和5年度（行情）答申第230号 令和5年度（行情）答申第231号 令和5年度（行情）答申第232号 令和5年度（行情）答申第235号 令和5年度（行情）答申第237号 令和5年度（行情）答申第238号 令和5年度（行情）答申第288号 令和5年度（行情）答申第289号 令和5年度（行情）答申第883号 令和5年度（行情）答申第885号 令和5年度（行情）答申第887号 令和5年度（独情）答申第98号 令和5年度（行個）答申第5030号 令和5年度（独個）答申第45号
6) 開示・不開示の判断について付言したものの(14件)	令和5年度（行情）答申第14号 令和5年度（行情）答申第129号 令和5年度（行情）答申第353号 令和5年度（行情）答申第385号 令和5年度（行情）答申第479号 令和5年度（行情）答申第480号 令和5年度（行情）答申第481号

	令和5年度（行情）答申第506号 令和5年度（行情）答申第508号 令和5年度（行情）答申第509号 令和5年度（行情）答申第673号 令和5年度（行情）答申第675号
	令和5年度（行個）答申第5108号 令和5年度（行個）答申第5110号
7) 開示決定等通知書の不適切な記載について付言したもの（12件）	令和5年度（行情）答申第233号 令和5年度（行情）答申第234号 令和5年度（行情）答申第236号 令和5年度（行情）答申第380号 令和5年度（行情）答申第631号 令和5年度（行情）答申第632号 令和5年度（行情）答申第803号 令和5年度（行情）答申第878号 令和5年度（行情）答申第879号
	令和5年度（行個）答申第162号 令和5年度（行個）答申第5110号 令和5年度（独個）答申第7号
8) 補正に関する対応について付言したもの（11件）	令和5年度（行情）答申第125号 令和5年度（行情）答申第647号 令和5年度（行情）答申第678号 令和5年度（行情）答申第782号 令和5年度（行情）答申第783号 令和5年度（独情）答申第55号 令和5年度（独情）答申第56号 令和5年度（独情）答申第57号 令和5年度（独情）答申第58号 令和5年度（独情）答申第59号
	令和5年度（行個）答申第151号
9) 文書等の特定について付言したもの（9件）	令和5年度（行情）答申第245号 令和5年度（行情）答申第479号 令和5年度（行情）答申第480号 令和5年度（行情）答申第576号 令和5年度（行情）答申第878号 令和5年度（行情）答申第879号 令和5年度（行情）答申第883号 令和5年度（行情）答申第885号 令和5年度（行情）答申第887号

10) 情報提供について付言したもの(6件)	令和5年度(行情)答申第257号 令和5年度(行情)答申第625号 令和5年度(行情)答申第703号 令和5年度(行情)答申第704号 令和5年度(行情)答申第765号 令和5年度(独情)答申第54号
11) 開示の実施手続について付言したもの(6件)	令和5年度(行情)答申第576号 令和5年度(行情)答申第806号 令和5年度(行情)答申第807号 令和5年度(行情)答申第808号 令和5年度(行情)答申第809号 令和5年度(行個)答申第147号
12) 審査会への対応について付言したもの(4件)	令和5年度(行情)答申第256号 令和5年度(行情)答申第673号 令和5年度(行個)答申第5101号 令和5年度(行個)答申第5129号

(注) 令和5年度(行情)答申第14号, 第118号, 第257号, 第262号, 第455号, 479号及び第480号, 第506号, 第576号, 第625号, 第673号, 第675号, 第759号, 第782号及び第783号, 第806号ないし第809号, 第810号ないし第867号, 第878号及び第879号, 第883号及び第885号, 第887号, 令和5年度(独情)答申第54号, 第55号ないし第59号, 第97号並びに令和5年度(行個)答申第5101号, 第5108号, 第5110号においては, 複数の項目にわたって付言している。